

# 埼玉県総務部統計課 会計年度任用職員募集要項 (毎月勤労統計調査事務)

次のとおり会計年度任用職員(毎月勤労統計調査事務)を募集します。

## 1 職務内容

- (1) 毎月勤労統計調査の調査票受付、転記、内容審査、審査受領会対応
- (2) 毎月勤労統計調査の説明会等の資料作成
- (3) その他統計調査の事務補助  
(変更の範囲)変更なし

## 2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。  
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

- (1) 膨大な量の調査票の内容のチェックなど、細かい作業を正確に行うことが可能であること
- (2) Word、Excel 等を使用したデータ入力・集計、資料作成が可能であること
- (3) 統計調査員及び調査対象事業所との対応を適切に行えるなど、コミュニケーション能力や協調性を有すること

## 4 採用予定者数

1人

## 5 勤務条件

- (1) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

月9日・1日5時間(午前9時30分～午後3時30分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇3日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:6,800円～8,070円

(時間額 1,360円～1,614円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当支給(支給日 6/30、12/10)

※県規定による

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険なし

(9)勤務地

埼玉県総務部統計課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(変更の範囲)変更なし

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

## 6 応募について

(1)令和8年3月25日(水)【必着】で下記担当宛てに、履歴書(様式第7号)、身上書(様式第8号)及び職務経歴書(様式自由)に必要事項を記入の上、提出してください。なお、応募者多数の場合は、3月25日(水)前に募集を中止します。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募(毎月勤労統計調査事務)」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

## 7 選考方法等について

### (1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

結果は、応募者全員に電話連絡、または求職者マイページでお知らせします。

### (2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年4月10日(金)に実施することを予定しております。日時及び場所については、第一次審査結果連絡の際お知らせします。

### (3) 最終合格

面接後 10 日以内に、第二次審査の合格者に連絡します。

不採用の場合は、応募書類を返却いたしません。※ 県で処分

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎2階北西側)

担 当: 総務部統計課 労働学事担当 早瀬、長島

電 話: 048-830-2322